

徳島県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年六月十二日から施行する。

令和七年六月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一の表100の項中「老人保健施設エルダリーガーデン」を「介護老人保健施設エルダリーガーデン」に改める。